

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による未支給の療養補償給付、未支給の休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡弟（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月まではA県B市に所在したC会社に、昭和〇年秋から昭和〇年〇月までの通算して約3か月間はA県D町に所在したEに、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月まではA県B市に所在するF会社に、昭和〇年〇月から平成〇年〇月まではA県G市に所在するH会社（以下「会社」という。）にそれぞれ勤務したとされる。また、退職後は雇用保険の失業手当を1年間受給後、Iの発掘調査に2年間従事したとされる。

その後、被災者はジョギング中に息苦しくなったとし、平成〇年〇月〇日、J病院に受診したところ、「左悪性胸膜中皮腫」と診断され、療養中の同年〇月〇日に死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、未支給の療養補償給付、未支給の休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を監督署長に請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとしてこれらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを

棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

- (1) 被災者が平成〇年〇月〇日に受診し療養したJ病院のK医師の死亡診断書には、直接死因として、「胸膜悪性中皮腫」、その他特に付言すべきことがらとして、「平成〇年〇月上旬からの動悸・呼吸苦、同年〇月〇日に大量胸水で当科受診し、胸膜悪性中皮腫の診断。病状の急速な進行による全身状態の悪化、呼吸不全の進行を認め、同年〇月〇日に死亡した。」と記載されている。そこで、被災者に発症した「胸膜悪性中皮腫」(以下「本件疾病」という。)が業務による石綿ばく露を原因とするものであるか否かについて、以下、検討する。
- (2) 石綿による疾病の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「石綿による疾病の認定基準(平成24年3月29日付け基発0329第2号)」(以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としても妥当なものと判断する。認定基準によれば、「胸膜悪性中皮腫」は「石綿による疾病」に該当し、中皮腫については①石綿肺の所見が認められること、又は②石綿ばく露作業の従事期間が1年以上であることのいずれかに該当すれば、業務上の疾病として認めることとされている。
- (3) 石綿肺の所見の有無についてまず検討すると、K医師の平成〇年〇月〇日付け診断(意見)書によれば、「石綿小体・石綿繊維に係る情報はなし。石綿肺の

所見は有り、病理レポート参照。石綿ばく露歴と死亡との因果関係として、最も疑わしいばく露歴は、問診上は職業ばく露であった。」とされている。なお、上記病理レポートからは、石綿肺の所見ありとは認められない。この点に関して、L医師は、意見書において、「平成〇年〇月に胸腔鏡下胸膜生検が施行されており、その際に、病理組織検査で二相性の胸膜中皮腫として矛盾しない像が得られており、さらに、免疫染色にて陽性マーカーは陰性、WT-1及びCalretininが陽性であることにより、胸膜中皮腫の診断に問題ないものと判断する。なお、石綿肺の所見は認められない。」と述べている。

- (4) 被災者の職業歴については、被災者の被保険者記録照会回答票、履歴書等から、製造業及び運輸業への業務歴がみられ、昭和〇年〇月に大型自動車第一種免許取得後は、大型車両の運転手として輸送業務に従事していたことが認められる。これら従事歴の中で、被災者が石綿製品又は石綿含有物の輸送等に従事した事実があるかどうか検討すると、労働基準監督署（以下「監督署」という。）の調査、会社関係者の申述及び報告書からは、石綿製品の使用等についてわからないとする申述等が認められるものの、会社において石綿製品等を使用していたとする事実は認められない。

その他の石綿ばく露の可能性について、Mは、年1回の車検整備の立会の際に、ブレーキライニングの粉が飛んでいた旨申述しており、石綿にばく露した可能性は完全には否定できない。しかし、同業務は、通常1日か2日で終了するとされていることから、被災者のおよそ34年の会社在职期間からみて34日間、多く見積もっても68日間程度の石綿ばく露の機会があったものと認められるに過ぎない。なお、請求人は、アスファルト車は毎日点検するとしているが、毎日の点検でタイヤ及びドラムを取り外しエアーを吹くとは考えられず、その主張は認められない。また、請求人は、会社に隣接する廃材置場等の影響について、強風時に粉じんを身にさらされていたのではないかと述べているが、会社では被災者を含め3人が肺がんになっているなどと述べているが、監督署の調査からは、当該施設が過去に石綿を取り扱っていた事実は認められないことから、請求人の主張は認められない。

- (5) 被災者に石綿肺の所見は認められず、上記のとおり、石綿ばく露の可能性がある作業に従事した期間も限定されており、認定基準のいずれの要件も満たないことから、当審査会としては、被災者の本件疾病が石綿ばく露によるものと

は認められないものと判断する。

なお、請求人らは、被災者が過去に受けた健康診断の胸部X線検査について疑義を唱えているが、疑義の内容も具体的に主張されておらず、一件資料からそのことが直接当審査会の判断に影響を及ぼすような点も見受けられない。このことを前置きした上で意見を述べると、健康診断の検査成績表の数字は異常の程度を示すものではなく、判定5は精密検査の受診指導を意味するものであることから、翌年以降に同判定が5から1に変更されたとしても、必ずしも不自然とは言えない。

- 3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした未支給の療養補償給付、未支給の休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。